

1 日 時：令和6年10月10日（木）午前10時00分～午前11時50分

2 場 所：千葉市役所 L401会議室

3 出席者：（委員）

野口 泰三、國吉 浩二、佐々木 剛、西田 祥子、愛甲 修子  
（教育委員会職員）

秋幡 浩明 教育次長、松田 昌幸 学校教育参事、長谷川 信 学事課長  
八斗 孝之 教育指導課長、保田 裕介 教育支援課長、太刀川 裕 保健体育課長  
細川 義文 教育センター所長、小谷 泰也 養護教育センター所長  
（事務局）

宮本 裕子 教育支援課主任指導主事、平柳 理紘 教育支援課指導主事  
水本 昌吾 教育支援課指導主事

4 議 題

（1）開会

（2）教育委員会挨拶

（3）報告

第1回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の議事録について  
今年度のいじめの問題に関する取組について  
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂について

（4）協議

（5）連絡

（6）閉会

5 議事の概要

（1）開会

保田教育支援課長の進行により開会。

（2）教育委員会挨拶

秋幡教育次長から挨拶。

（3）報告

事務局から、「第1回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」の議事について、資料をもとに説明をした。

事務局から、本市のいじめの問題に関する取組について、説明をした。

（4）協議

6 会議経過

（1）開会

（保田教育支援課長）

本日、傍聴人の方はいらっしゃいますか。

（宮本主任指導主事）

いいえ。

（保田教育支援課長）

本日は、大変お忙しいところ「第2回 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会」に御出席いただきましてありがとうございます。それでは、開会にあたりまして、秋幡教育次長より御挨拶申し上げます。

（2）教育委員会挨拶

（秋幡次長）

本日は、公務ご多用の中、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

10月に入り、小学校では宿泊学習、中学校では部活動の新人戦や合唱コンクールに取り組んでいるところです。また、本日、前期終業式を迎え、児童生徒は秋休みに入ります。

夏休みが明けてから、保護者または学校から「いじめ問題」についての相談が教

育委員会にも数多く寄せられています。教育委員会といたしまして、学校に対し、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の三つの柱を中心に、法的な手続きに即した対応をするよう支援に努めております。

いじめ問題に関する話題として、皆さんもご存じのこととは思いますが、8月30日にいじめの重大事態の調査に関するガイドラインが改訂となりました。主な改訂内容等については、このあと、事務局より説明が予定されております。ご確認いただけますと幸いです。

本日は、前回に引き続き、個別の事案についての検討が中心になると思われまます。改めて委員の皆様から御意見をいただき、精査を図ってまいりたいと考えております。どうぞ宜しくお願いいたします。

結びに、委員の皆様におかれましては公私ともに大変ご多用なことと存じますが、本市のいじめ問題に対する取組が一層強化されるよう、特段の御尽力をお願い申し上げます。本日は、公務御多用の中、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

### (3) 報告

(保田教育支援課長)

それでは、この後の議事進行につきましては、野口委員長よりようお願いいたします。

(野口委員長)

それでは、次第によりまして議事を進めさせていただきます。

まず、「1 報告、(1) 第1回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の議事録について」、事務局よりお願いします。

(宮本主任指導主事)

それでは、まず資料2頁、「資料1 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会議事録(議事要旨)」をご覧ください。

第1回の会議でございましたので、委員の紹介から始まり、本委員会の運営について説明いたしました。その後、本市のいじめ防止対策等について、本市のいじめ防止基本方針や学校いじめ基本方針について説明いたしました。

議事要旨につきましては、千葉市のホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

(野口委員長)

何か、質問等がありますか。

続きまして「(2) 今年度のいじめ問題に関する取り組みについて」、事務局より説明をお願いします。

(宮本主任指導主事)

それでは、まず資料8頁、「資料2 いじめ対応研修会 開催案内 要項」をご覧ください。

このいじめ対応研修会は、管理職を対象に、令和3年度より悉皆研修として開催しているものです。研修会の目的は、いじめ防止対策推進法に基づく対応やいじめ事案に対する適切な組織対応の在り方について、管理職に求められる知識と理解を深めることです。そのため、教育支援課から本市のいじめの概要についての説明に加え、文部科学省児童生徒課生徒指導室のいじめ・自殺等対策専門官を講師にお招きし、オンラインですが、直接、行政説明を受けています。

今年度から子ども家庭庁が発足し、いじめ重大事態が発生した場合の手続き等が変わりました。文部科学省から直接説明を受ける中で、法的な解釈はもちろんのこと、国の最新の動向について管理職の理解が深まるよう、研修の内容について更に充実させていきたいと考えております。

続いて、資料10頁「資料3 小・中・特別支援学校生徒指導主任研修会 開催案内、要項」をご覧ください。この研修会では、「千葉市いじめ防止基本方針」に基づいて各学校が「学校いじめ防止基本方針」と「学校いじめ防止指導計画」を策定する際の注意点について説明しています。最終的には、各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」は、学校ホームページに掲載することになっています。また、この研修会では、指導主事から「いじめ防止対策推進法」に基づいた対応ができるよう説明をし、校内でミドルリーダー的役割と生徒指導体制構築の要となる生徒指導主事の資質と対応力向上を目指しております。なお、研修会で使用したスライドは、12頁から14頁をご覧ください。

続いて資料15頁「資料5 中・高生徒指導推進研究協議会 開催通知および要綱」をご覧ください。この協議会は、中学校と高等学校が連携を図ることで、生徒

指導上の諸問題の解決を目指して実施しております。例年、中学校と高等学校の代表1校に、各校の生徒指導の取組についての実践発表を行い、協議と情報交換を行っています。各校種による教育課程や生徒指導体制の違いを理解するだけでなく、中高の連携はもちろんのこと小学校を含めた小中高12年間の連携が重要であることを再認識しました。また、この協議会では、千葉県警察少年センターから「最近の少年犯罪の傾向と対応について」を演題にして、講義していただきました。

少年犯罪の専門家である警察から、最新の少年犯罪や希死念慮についての状況とその対応、特に学校が留意すべき点等について説明していただき、警察や医療機関など外部との連携の重要性について、理解を深めることができました。各校において、この協議会で学んだ知見に基づいていじめ対応ができるよう、学校現場に周知して参ります。

最後に、資料18頁「資料6 要請訪問」の資料をご覧ください。この要請訪問は、令和3年度から実施しており、学校現場のニーズに合わせて指導主事が学校に出向いて研修を行い、教職員の生徒指導事案の対応力向上や知識の定着等目指して実施しております。令和5年度末で65校を訪問し、令和6年度は9月末日現在で33校実施しております。研修内容は、いじめ事案の法に基づいた対応や適切な保護者対応等についての希望が多く、学校現場で対応等に苦慮していることが伝わってきます。教育支援課として、この要請訪問を更に充実していきたいと考えており、昨年度より3年以内、令和7年度末までには、千葉市全ての学校で実施していきたいと考えています。

(野口委員長)

何か、質問等がありますか。

続きまして「(3) いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について」、事務局より説明をお願いします。

(宮本主任指導主事)

8月30日に、文部科学省より通知されました、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について説明いたします。資料22頁から24頁が文科省からの通知となっております。改訂となったガイドラインは別冊としてあります。全67ページ、改訂前のガイドラインは別紙も含めて16頁ですので、約4倍となりました。27頁をご覧ください。こちらが概要版となっております。改訂となった背景としては「平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等」とされ、今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促すものとされています。改訂の主なポイントは、「重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えが記載されたこと」「学校等のいじめにおける基本的姿勢が追記されたこと」「児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記されたこと」「第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者が例示されたこと」「(加害児童生徒を含む)児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明すること」「重大事態調査で調査すべき調査項目が明確化されたこと」となります。今後、今回の改訂については、文科省の説明を受け、その内容について、前段でご報告させていただきました、本市のいじめの対応の様々な取組の研修会等において、市内学校に周知・徹底を図って参ります。説明は以上です。

(野口委員長)

何か、質問等がありますか。

(野口委員長)

次に協議に移ります。この後は、個別の事案協議となります。今回、傍聴者の方はいらっしゃらないということでしたので、事務局よりご説明をお願いします。

## (7) 協議

議題(4)に係る会議経過については、千葉市情報公開条例第7条第2号に該当する情報(個人情報)が含まれているので表示していません。